第二十六条の十八の二に次の一項を加える。

6　特定振替機関等は、財務省令で定めるところにより、その受けた第三項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が第四項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

第二十六条の二十二を次のように改める。

（特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者の判定等）

**第二十六条の二十二**　法第四十一条の十三第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）の同条第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

2　法第四十一条の十三第三項の場合において、同項に規定する民間国外債（以下この項において「民間国外債」という。）の同条第三項に規定する発行差金の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

3　法第四十一条の十三第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受ける法第四十一条の十三第一項に規定する償還差益、同条第二項に規定する償還差益若しくは同条第三項に規定する発行差金（次号において「償還差益等」という。）又は所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者につき生ずる法第四十一条の十三第四項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二　所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける償還差益等又はこれらの号に規定する非居住者につき生ずる損失の額のうち、当該非居住者のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

第二十六条の二十六第十一項の表第二百六十二条第一項の項中「準用する」の下に「場合」を加える。

第二十六条の二十八の三第六項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号イ及びロ中「五千円」を「二千円」に改める。

第二十六条の三十第一項第三号中「行為」の下に「（当該投資組合事業に係る次に掲げる行為（その決定を含む。）についての承認、同意その他これらに類する行為を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　当該業務執行を行う者（当該者が法人である場合には、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項第一号ヘにおいて同じ。）及び使用人を含む。）との間において取引を行うことを内容とした当該投資組合事業に係る組合財産（法第四十一条の二十一第二項第四号に規定する組合財産をいう。ロにおいて同じ。）の運用を行うこと。

ロ　当該業務執行を行う者が金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産との間において取引を行うことを内容とした当該投資組合事業に係る組合財産の運用を行うこと。

第二十六条の三十第六項第一号ヘ中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改める。

第二十七条の三の二第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十七条の四第一項及び第三項中「政令で定める金額」を「政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第五項第一号イ中「第三十九条の三十九第三十項第一号」を「第三十九条の三十九第三十二項第一号」に改め、同号ロ中「第三十九条の三十九第三十項第五号」を「第三十九条の三十九第三十二項第五号」に改め、同項第二号中「第三十九条の三十九第三十項第二号」を「第三十九条の三十九第三十二項第二号」に改め、同項第三号ロ中「第三十九条の三十九第三十二項第四号（同条第三十三項から第三十五項まで」を「第三十九条の三十九第三十二項第四号（同条第三十三項から第三十五項まで」に改め、同項第四号ロ中「第三十九条の三十九第三十項第七号（同条第三十四項において準用する同条第三十一項から第三十三項まで」を「第三十九条の三十九第三十二項第七号（同条第三十六項において準用する同条第三十三項から第三十五項まで」に改め、同条第十一項中「同項第四号及び第五号」を「同項第三号」に改め、同条第十二項中「及び第十六項」を「、第十六項及び第十七項」に、「各号に掲げる法人」を「各号に掲げる合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第一号中「合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を適用年度において行つたもの」を「適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号及び次項において「分割等の日」という。）に、「当該分割又は現物出資の日」を「当該分割等の日」に改め、同条第十三項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は事後設立法人」に改め、同条第十四項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「第十七項」を「第十八項」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「次号及び第五号に掲げる法人」を「次号に掲げる分割承継法人等」に改め、同号イ中「その分割等を適用年度において行つた」を「適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を基準